

(様式1)

指定管理者評価シート(平成26年度)

施設名	八幡浜市カルチャーアイランド21						
指定管理者	名称	宇和海文化都市開発株式会社					
	所在地	八幡浜市向灘2935番地					
指定期間	平成26年4月1日から平成29年3月31日(3年間) ※平成26年度から平成28年度の3年間で更新						
評価担当課	水産港湾課						
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・浮消波堤8基(L=400m) ・連絡橋(橋長81m 片持ち型斜張橋 愛称・びゅうブリッジ) ・イクス1基(観光用1基(会社所有)) ・管理棟(RC3F 延べ面積321.43㎡) ・駐車場80台(海岸掛け出し60台、陸上山側20台) ・その他(照明施設、橋上案内施設、倉庫兼休憩所) 						
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・管理物件(海釣り施設など)の運営及び維持管理 ・管理物件(海釣り施設など)の利用者の規制及び監視 ・利用料の徴収 ・その他施設の管理に必要な事項(業務) 						
施設利用状況	(平成26年度入場者数) (単位:人)						
		営業日数	入場	釣堀	外釣り	レストラン他	月計
	4月	25	80		447		527
	5月	27	162		587		749
	6月	25	29		367		396
	7月	24	39		491		530
	8月	24	200		689		889
	9月	25	98		681		779
	10月	24	35		861		896
	11月	25	37		1,208		1,245
	12月	20	17		454		471
	1月	21	19		344		363
	2月	19	16		230		246
	3月	19	42		298		340
合計	278	774		6,657		7,431	
収支状況	<指定管理者としての収入・支出(決算)> (単位:円)						
	科 目		金 額				
	(売上高)						
	売上高		6,754,161				
	管理収入		3,409,259		10,163,420		
	(売上原価)						
	期首棚卸高		0				
	仕入高		120,546				
	合計		120,546				
	期末棚卸高		0		120,546		
	売上総利益		10,042,874				
	(販売費及び一般管理費)		10,268,683				
	営業利益(△損失)		△ 225,809				
	(営業外収益)						
受取利息		937					
雑収入		610		1,547			
経常利益(△損失)		△ 224,262					
		0					
税引前当期純利益(△損失)		△ 224,262					
当期純利益(△損失)		△ 224,262					

指定管理者評価シート(平成26年度)

施設名(八幡浜市カルチャーアイランド21)

評価項目	判定	評価の内容
事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保し、及びサービスの向上が図られるものであること (第1号)	B	①市民の平等な利用を確保できるような有効な手段が講じられているか。
		②市民の利用促進が図られ、特定の団体等を優遇するおそれがないか。
		③利用者に対するサービス向上策は適切か。
		④利用者からの苦情の処理及び利用者に対する要望の把握並びにこれらに対する実現策は適切か。
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともにその管理にかかる経費の縮減が図られるものであること (第2号)	C	①施設の利用拡大に向けた方策は適切か。
		②総合的に収支計画が適切で、管理経費の縮減が図られる内容となっているか。
		③収支計画書は、利用料金収入を向上させる内容となっているか。
		④自主事業の計画書の内容は適切か。
		⑤人件費の設定は、職員費に見合った内容で適切か。
		⑥経費削減は、市民サービスの低下を招くことのない方策となっているか。
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有し、又は有することが確実であること (第3号)	C	①施設の現状を正しく認識し、今後の管理のあり方について具体的かつ適切な提案がなされているか。
		②法人等の経営状態に問題はないか。
		③施設の管理業務に係る職員体制は十分なものか。
		④その他管理経費の設定に無理はないか。
		⑤施設の管理業務のうち、第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か。
		⑥同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を有することが期待できるか。
その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要であるとして市長等が別に定める基準 (第4号)	B	①個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。
		②衛生管理、火気管理等の安心・安全な施設管理が期待できるか。
		③管理業務に係る地元雇用・市内調達の方針及び実現性は適切か。
		④地域活動への参加等の地元貢献についての考え方及び実現性は適切か。
総合評価	B	【評価・コメント】 業務の見直しによる大幅な人件費の削減を行い、経費面で継続した経営努力を行っている。オープン以来16年が経過して施設の老朽化が進み、釣り堀事業についてはH26年3月末で廃止とした。今後は年々利用者が増加し、定着してきている外釣りを中心に、県内に数少ない管理釣り場としての特徴を活かして、安定した集客増へ向けて、道具の貸し出しなど初心者やファミリー層の取り込みを図っている。
		【総括評価】 平成11年の開設来、当市の海洋レジャー観光施設としての役割りを果たしている。平成26年度は、生簀の老朽化による釣り堀営業の終了に伴い、ファミリー層を中心に来場者が大きく減少し、総入場者数が大きく減少したものの、管理釣り場としての認知度の高まりもあって、外釣りの来場者は前年度を上回る結果となった。夏休み以降は、ファミリー層の取り組みを図るため道具貸出等のサービスも充実させ、新たな客層を開拓している。今後も安定した経営を図るための努力を継続する必要がある。

総合評価の基準 A(総合点数90点以上) B(総合点数70点以上) C(総合点数50点以上70点未満) D(総合点数50点未満)